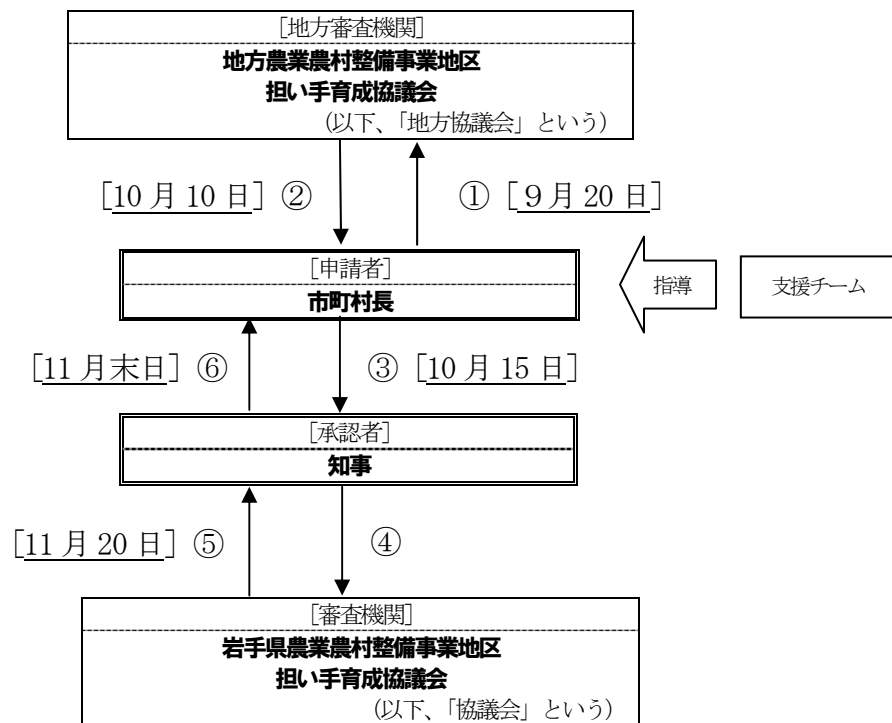


岩手県基盤整備関連経営体育成等促進計画等事務取扱要領の一部改正 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的) 第1 [略]</p> <p>(対象事業) 第2 本要領で対象とする事業は、次に掲げるものとする。 (1) 経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業及び旧土地改良総合整備事業を含む) (2) 畑地帯総合整備事業 (担い手育成型) (3) 中山間地域総合整備事業 (農業経営高度化支援事業実施地区のみ) <u>[追加]</u> <u>[追加]</u></p> <p>(地方協議会における審査) 第3 対象事業の促進計画等を作成する市町村長は、<u>9月20日</u>までに地方農業農村整備事業地区担い手育成協議会長 (以下「地方協議会長」という。)へ促進計画等の事前審査を依頼 (別記様式1) するものとする。 2 地方協議会長は、地方協議会を招集し、依頼のあった促進計画等の内容を審査し、その結果を、<u>10月10日</u>までに市町村長へ通知 (別記様式2) するものとする。 3 審査の結果、内容が適切と判断された場合、市町村長は、促進計画等の承認申請書 (別記様式3) を <u>10月15日</u>までに知事へ提出するものとする。</p> <p>(協議会における審査) 第4 知事は、岩手県農業農村整備事業地区担い手育成協議会長 (以下「協議会長」という。) に市町村長から提出された促進計画等の審査を依頼 (別記様式4) するものとする。 2 協議会長は、協議会を召集し、促進計画等の内容を審査するとともに、その結果を <u>11月20日</u>までに、知事へ通知 (別記様式5) するものとする。 3 知事は、2項に定める審査の結果、内容が適切と判断された場合、<u>11月末日</u>までに市町村長へ承認通知 (別記様式6) するものとする。</p> <p>附則 この要領は、平成21年12月28日から施行する。 附則 この要領は、平成24年10月25日から施行する。 <u>[追加]</u></p>	<p>(目的) 第1 [略]</p> <p>(対象事業) 第2 本要領で対象とする事業は、次に掲げるものとする。 (1) 経営体育成基盤整備事業 <u>[削]</u> <u>(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業</u> (3) 畑地帯総合整備事業 (担い手育成型) (4) 中山間地域総合整備事業 (農業経営高度化支援事業実施地区のみ) <u>(5) かんがい排水事業 (農業経営高度化支援事業実施地区のみ)</u></p> <p>(地方協議会における審査) 第3 対象事業の促進計画等を作成する市町村長は、<u>9月15日</u>までに地方農業農村整備事業地区担い手育成協議会長 (以下「地方協議会長」という。)へ促進計画等の事前審査を依頼 (別記様式1) するものとする。 2 地方協議会長は、地方協議会を招集し、依頼のあった促進計画等の内容を審査し、その結果を、<u>10月5日</u>までに市町村長へ通知 (別記様式2) するものとする。 3 審査の結果、内容が適切と判断された場合、市町村長は、促進計画等の承認申請書 (別記様式3) を <u>10月10日</u>までに知事へ提出するものとする。</p> <p>(協議会における審査) 第4 知事は、岩手県農業農村整備事業地区担い手育成協議会長 (以下「協議会長」という。) に市町村長から提出された促進計画等の審査を依頼 (別記様式4) するものとする。 2 協議会長は、協議会を召集し、促進計画等の内容を審査するとともに、その結果を <u>10月末日</u>までに、知事へ通知 (別記様式5) するものとする。 3 知事は、2項に定める審査の結果、内容が適切と判断された場合、<u>11月10日</u>までに市町村長へ承認通知 (別記様式6) するものとする。</p> <p>附則 この要領は、平成21年12月28日から施行する。 附則 この要領は、平成24年10月25日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要領は、平成30年 月 日から施行する。</u></p>

改正前

促進計画等における審査のフロー

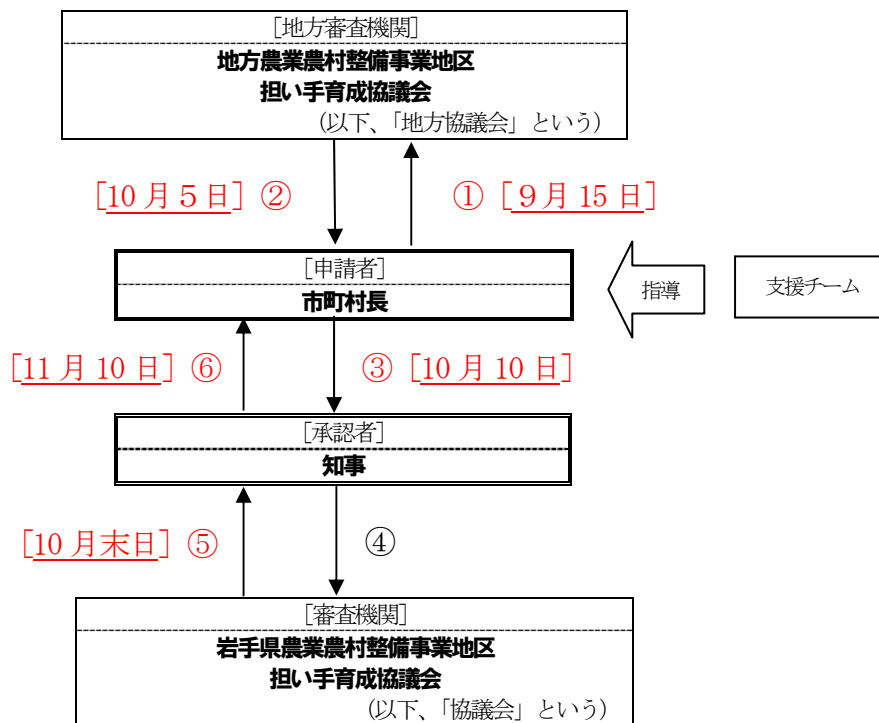


- | | | |
|---------------|-------------------|----------------|
| ①促進計画等の事前審査依頼 | (市町村長→地方協議会長) | 要領第3の1 (別記様式1) |
| ②審査結果の通知 | (地方協議会長→市町村長) | 要領第3の2 (別記様式2) |
| ③促進計画等の承認申請書 | (市町村長→知事) | 要領第3の3 (別記様式3) |
| ④促進計画等の審査依頼 | (知事→協議会長) | 要領第4の1 (別紙様式4) |
| ⑤審査結果の通知 | (協議会長→知事及び地方協議会長) | 要領第4の2 (別記様式5) |
| ⑥促進計画等の承認通知 | (知事→市町村長) | 要領第4の3 (別記様式6) |

(別記様式1) ~ (別記様式6) [略]

改正後

促進計画等における審査のフロー



- | | | |
|---------------|-------------------|----------------|
| ①促進計画等の事前審査依頼 | (市町村長→地方協議会長) | 要領第3の1 (別記様式1) |
| ②審査結果の通知 | (地方協議会長→市町村長) | 要領第3の2 (別記様式2) |
| ③促進計画等の承認申請書 | (市町村長→知事) | 要領第3の3 (別記様式3) |
| ④促進計画等の審査依頼 | (知事→協議会長) | 要領第4の1 (別紙様式4) |
| ⑤審査結果の通知 | (協議会長→知事及び地方協議会長) | 要領第4の2 (別記様式5) |
| ⑥促進計画等の承認通知 | (知事→市町村長) | 要領第4の3 (別記様式6) |

(別記様式1) ~ (別記様式6) [略]